

(趣旨)

第1条 この規則は、養父市とがやま温泉天女の湯設置及び管理条例(平成29年養父市条例第17号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 条例第3条に規定する業務の円滑な運営を図るため、養父市とがやま温泉天女の湯(以下「とがやま温泉」という。)に次の職員を置くことができる。

- (1) 支配人
- (2) その他の職員

2 職員は、市長の命を受け、常に利用者の利便に供するように努めるとともに、とがやま温泉を常に良好な状態に管理し、効率的な運営を行わなければならない。

(分掌)

第3条 支配人の業務分掌は、次のとおりとする。

- (1) とがやま温泉の総括、渉外に関すること。
- (2) 条例第3条に掲げる業務の執行に関すること。
- (3) とがやま温泉の管理に関すること。
- (4) とがやま温泉の運営に関すること。
- (5) とがやま温泉所属職員の指揮監督に関すること。
- (6) とがやま温泉の経営改善のための企画立案に関すること。

(使用料の免除)

第4条 条例第6条の規定により減免することができる使用料の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 利用促進を図るため、必要があると認めるとき 使用料の5割以内の額
- (2) 宣伝のため、関係者を招待するとき 使用料の全額
- (3) その他市長が減免すべき正当な理由があると認めるとき 市長がその都度定める額

(遵守事項)

第5条 とがやま温泉を利用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 小学校就学年齢未満の者が使用する場合は、引率者が同行すること。
- (2) 所定の場所以外において喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をしないこと。
- (4) 施設、設備その他器具備品等を破損し、若しくは滅失し、又は汚損しないこと。
- (5) 係員の指示に従うこと。

(指定管理者にとがやま温泉を管理させる場合の取扱い)

第6条 指定管理者にとがやま温泉を管理させる場合、第2条第1項及び第4条中、「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(選定事業者にとがやま温泉を管理させる場合の取扱い)

第7条 選定事業者にとがやま温泉を管理させる場合、第2条第1項及び第4条中、「市長」とあるのは「選定事業者」とする。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。